右

同

保安林の指定施業要件の変更予定

種畜の臨時検査の施行 結核予防補助金の基準

畜

産

課

政

:

(保健衛生課)

告

示

目

次

公有水面埋立ての免許

整漁

: :

公

告

の一部を改正する規則

公安委員会

部を改正する規則

人事委員会規則二

Ξ

(人事委員会事務委任規則) の

**人事委員会** 

人事委員会規則六

— 八

(公益的法人等への職員の派遣等

(職

員

課

:

Ħ.

管

理

課

:

Ŧi

右 右

同 同 建設業者の許可の取消し......

県西 県東

局域 局域

民地

끄디

同民地

:

:

껃 끄디

平成 第三千四十一号

(金曜日) 一月三十日 十一年

青森県告示第五十三号

項の規定により告示する。

条第一項の規定により平成二十年度における基準を次のとおり定めたので、

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十一

号)

同条第一

平成二十一年一月三十日 青森県知 事

Ξ

村

申

吾

補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額 欄に掲げる補助対象経費 いずれか少ない方の額とする。 補助金の算定の基礎となる額は、 (補助金の交付の対象となる経費をいう。 次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、 の実支出額又は 同表の下

基 準 額 補 助 対 象 経 費

青森県告示第五十四号

五年農林省令第九十六号) 畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第二条第二項の規定により公表する。 家畜改良増殖法施行規則 第四条第一項第二 号に規定する種 (昭和二十

平成二十一年一月三十日

示

(運転免許課)

:

Ħ.

役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格

青森県告示第五十五号

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第五十六号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和二十六

第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の

検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬

検査期日及び検査場所

期 日

検

查

検

場

所

規定により告示する。 年法律第二百四十九号)

平成二十一年一月三十日

查

五

≕. ≕.

平成三・

ワールドファーム畜舎三戸郡階上町大字角柄折字神子沢一二の三

規定により告示する。 年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和二十六

二 保安林として指定された目的

七

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森県知事

Ξ

村

申

吾

上北郡六ケ所村大字出戸字岡畑三七六、三七七、字棚沢七

七

一、七

九

地先・七 九地先 (以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。)

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

公衆の保健

平成二十一年一月三十日

県

報

青森県知事

Ξ

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 地先・七

上北郡六ケ所村大字出戸字棚沢七 九地先 (以上二筆地先について

次の図に示す部分に限る。

青

森

保安林として指定された目的

飛砂の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 次のとおりとする。 期間及び樹種

水産部林政課及び六ケ所村役場に備え置いて縦覧に供する。

村 申

吾

2 主伐は、択伐による。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

水産部林政課及び六ケ所村役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第五十七号

定により告示する。 年一月二十二日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成二十 同法第十一条の規

平成二十一年一月三十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名 青森市長島一丁目一の

二 埋立区域 青森県知事 三村申吾

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一二七番一及び一一六番一から一一六番二

に隣接する国道二七九号の地先公有水面

の地点 ×座標 プラスー六三〇二六・七三七

Y 座標 プラスニー七八四・七六〇

の地点

の地点

Y 座標 プラスニー 七七八・八三二

の地点 X 座標

の地点 X 座標 プラスー六三一六二・七六五

の地点 X座標 プラスー六三一六三・八四八

の地点 X 座標 プラスー六三一六三・八三

の地点 X 座標 プラスー六三一三八・六〇三 プラスニー八〇三・五五六

及び の地点と 十系を用いて得た次の各点のうち、 の地点から の地点までを順次に結んだ線 国土交通省告示 (平成十四年一月十日告示第九号) で定められた平面直角座標第 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

X 座標 Y 座標 プラスニー七八〇・二二五 プラス一六三〇二九・〇七三

X 座標 プラスー六三〇二九・六二九

Y座標 プラスニーハーー・八八七 プラスー六三一一八・二三九

Y座標 プラスニー七八九・一四九

Y座標 プラスニー七九一・四四八

Y 座標 プラスニー 八五〇・八一九

> の地点 X 座標 プラスー六三一一〇・二二〇

Y 座標 プラスニー 八三五・四三〇

の地点 X 座標 プラスー六三一〇六・五六四

Y座標 プラスニー 八四二・一七三

の地点 X座標 プラスー六三〇二一・〇五七

プラスニー七九五・二〇三

面積

3

四、一五七・五一平方メートル

埋立てに関する工事の施行区域

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一二七番一及び一一六番一から字家ノ尻一

八番に隣接する国道二七九号の地先公有水面及び同国道地内

2

線及びaの地点とfの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域 十系を用いて得た次の各点のうち、aの地点からのfの地点までを順次に結んだ 国土交通省告示 (平成十四年一月十日告示第九号) で定められた平面直角座標第 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による

a の 地 点 X 座標 プラスー六三〇〇六・七〇七

Y 座標 プラスニー七一六・九一六

bの地点 X 座標 プラス一六三一一五・〇九〇

cの地点 X 座標 Y座標 プラスー六三一八五・九七九 プラスニー 七五七・三四七

Y 座標 プラスニー七二一・一二四

dの地点 X 座標 Y 座標 プラスニー 七九九・五五七 プラスー六三二二二・九四五

eの地点 X座標 プラスー六三一五五・一二五

プラスニー九二四・七二四

X 座標 プラスニーハー五・三ニー プラスー六二九五三・二一四

f の地点

3 面積

三二、七五二・六四平方メートル

四

埋立地の用途

漁港施設用地

公

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年一月三十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

代表者の氏名 商号又は名称 小林 俊 青森設備工業株式会社

主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目一二の五四

許可番号 青森県知事許可 (般 一八) 第一二〇七号

兀

取消年月日 平成二十一年一月十九日

取消しに係る建設業の許可

六

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、 平成二十一年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

商号又は名称

川晋組

平成二十一年一月三十日

青森県知事

氏名 川口 晋也

Ξ 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉五四の一

兀 許可番号 青森県知事許可 般 一六)第一七〇六四号

一月十三日

五 六 取消年月日 平成二十一年

取消しに係る建設業の許可

土木、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十年十一月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

届出

る

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年一月三十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社桑田建設

 $\equiv$ 代表者の氏名 桑田 茂樹

Ξ 主たる営業所の所在地 五所川原市字末広町三〇の四三

許可番号 青森県知事許可(特 一六) 第八二七六号

取消年月日 平成二十一年 一月十三日

五 兀

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

1)

委 員

Ξ 申 吾

村

平成二十一年一月三十日

# 青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

人事委員会規則二 三〇 (人事委員会事務委任規則) の一部を改正する規則

律(昭和五十三年法律第八十号)第三条第一項」に改める。第四条第四号中「法第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法人事委員会規則二(三〇(人事委員会事務委任規則)の一部を次のように改正する。

の 規則 は、

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

規則 人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を改正する

正する。 人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を次のように改

別表第一中(公立大学法人青森県立保健大学)を「公立大学法人青森県立保健大学)を「公立大学法人青森県立保健大学

に改める。

附則

この規則は、平成二十一年二月一日から施行する。

公

安

委

員

会

青森県警察本部長告示第二号

の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたの資格審査の対象(以下「競争入札参加資格審査対象」という。)、競争入札参加資格に係るものに限る。以下「役務契約」という。)を一般競争入札又は指名競争入札八十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約(免許関係事務業務地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百

平成二十一年一月三十日

百六十七条の五第二項の規定により公示する。

同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する第

青森県警察本部長 石川 威一郎

# 競争入札参加資格審查対象

- 人であって、次のいずれにも該当しない者とする。 1 資格審査の審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法
- いる者を除く。) 補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て→ 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者 (ただし、被
- 他の使用人又は入札代理人として使用する者加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その一第一項において準用する場合を含む。) に掲げる事由に該当し、競争入札参二 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号 (同施行令第百六十七条の十
- 〕 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- に格付された者であって、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとすの結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれか競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、そ

## 生産額又は販売額

業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額 資格審査の申請をする日 (以下「審査基準日」という。) の直前二年の各事

#### 経営規模

ア ける自己資本額 決算における事業に従事する職員数 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算 (以下「決算」 (資本金、 積立金及び繰越利益 (欠損) 金の合計額とする。) という。 )にお

## 経営比率

1

したものをいう。) 決算における流動比率 (流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表

#### 営業年数

審査基準日までの営業年数

## 障害者雇用状況

(H)

事している者をいう。) の雇用人数とする。 規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従 外の事業主にあっては審査基準日における障害者 (障害者雇用促進法第二条に は所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以 「障害者雇用促進法」という。) 第四十三条第五項に規定する事業主にあって 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。 以下

す る。

## ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・140

# 01)の認証取得の有無

# 競争入札参加資格の特例

の競争性が失われる恐れがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以 外の等級に格付された者を、 契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、 競争入札に参加させることがある。 入札

# 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、 平成二十一年一月三十日から同年二月十三日までとす

### 兀 資格審査の申請の方法

1 という。) に次に掲げる書類を添付し、 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書 (様式第一号。以下「申請書」 青森県警察本部交通部運転免許課に提出

して行わなければならない。

- 経営規模等総括表 (様式第二号)
- $(\Box)$ 商業登記事項証明書の原本又は写し
- $(\equiv)$ 賃借対照表、 財務諸表 (審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの。) 損益計算書、利益処分に関する書類
- (四) 納税証明書 (審査基準日直前の事業年度 一年分)

を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税) 法人税、消費税及び地方消費税、 法人事業税、 法人住民税 (申請者の所在地

#### (H) 許認可証等の写し

登録等を受けていることを証する書類の写し 法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、 当該許可、 認可又は

- 障害者雇用状況報告書等の写し
- ISO認証取得登録証の写し
- (七)

その他警察本部長が必要と認めた書類

- 2 申請書及び1の三の財務諸表は、日本語で作成し、 ついて外国語で作成されているものには日本語の訳文を付記又は添付するものと 1の四から八の添付書類に
- 3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程 (昭和二十二年大蔵省令 記載しなければならない 第九十五号) 第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、
- 五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果の通知は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

て指定する日から平成二十四年一月三十一日とする。 競争入札参加資格の格付の有効期間は、 五の規定による格付の決定の通知におい

申請書の記載事項の変更届等

七

したとき又は休業するときは、 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止 直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更

(休・廃業) 届 1から3に係る事項について、 (様式第三号) を提出しなければならない その内容が登記事項である場合は、

商業

- 登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。
- 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

1

商号又は名称

代表者又は年間委任状の受任者職氏名

3 2

4

その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

競争入札参加資格の更新手続

八

期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。 四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象及び資格審査の申請の時 競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十四年一月に予定している同年

樣式第1号

₩ 楪

洏 铡 徽 K 먉 쳶 遯

申請者 所在地又は住所 商号又は名称

代表者職氏名

田

競争入札参加資格審查申請書

す。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないこと 争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請しま 青森県が締結する役務の提供を受ける契約(免許関係事務委託業務に限る。)に係る競

希望する業務

쌝

を誓約します。

役務の提供

希望する業種

免許関係事務委託業務

) E 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

Ш

Ш

併

主営等希ろ

住 た業 在

る所所

1

쒀

A X 番 

亨 声 車

A X 番

住又所

所は地

商は

又称

цb

IJ

ガナ

Œ

新規·

継続

役務の提供

IN:

翭

併

羧

経

垭

戡

棋

絆

慾

菭

表

様式第2号

襟
봬
紦
ω
ᄳ

併

申請者 商号又は名称 所在地又は住所

代表者職氏名

田

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業) 囯

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので 次のとおり営業を 休業・ 廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

뺍

## 記載事項変更

松
畑
##
垣
松
畑
쿋
槟
畑
颁
松
畑
田
Ш
華
и́Н

太枠の欄は記入しないでください。

<u>(H</u>

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 用紙の大きさは、 日本工業規格 A 4 縦長とする

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一 毎週月・水・金曜日発行

Ш Ш

審査値

箈

4

(単位:千円)

代職

表氏

者名

뙈

㈱

望業 務 4 免許関係事務委託業務 役務の提供

望業 ず種 直前第2年度決算  $\Theta$ 

希る 均は 主販 産売 額額 剩余 (欠損) 金処分

直前第1年度決算 ②

年間平均実績高  $(\square + 2) / 2$ 

贫

決算後増減

<u>=#</u>

務

自己資 本 額 X 資本金 積立金 (準備金) X (元入金) Ø 直前決算時

次期繰越利益 (欠損) 金 )III **=**# 数 技術関係職員

歐 芒 掛 流動資産

摄

流動負債

箈

× 1 0 0 =

%

事務関係職員

ψ

9

勻

**=**|||

翭 Ш 現組織変更日

Ы

営業中断期間

崖

算

併

数

障害者雇用状況報告義務 奎

併

Д

年月

2

法定雇用率達成

作

浦 作 Ш

雇用障害者数

浦

障害者雇用状況報告義務

浦

廃止月日 休業期間 休・廃業

年年

шш

併

Ш

Ш

田 Ш

福

皉

\*

圉

 $\mathbb{H}$ 

关

ř

有 (ISO9001, ISO14001)

SO認証取得

銭